

第一章 事業の目的及び運営方針

第1条 事業の目的

- 1 医療法人社団 全仁会（以下、法人という）が開設する宮の橋訪問看護ステーション（以下、ステーションという）が行う指定老人訪問看護及び指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下、看護師等という）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態及び要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定老人訪問看護又は指定訪問看護（以下、訪問看護という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
- 2 （介護予防）訪問看護は、要支援状態にある利用者の居宅における基礎疾患を抱えつつ廃用症候群対策を行う利用者の当該基礎疾患の管理を行うことを目的とする。

第2条 運営の方針

- 1 ステーションの看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市役所、医師会、保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第二章 事業所の名称

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 宮の橋訪問看護ステーション
- 2 所在地 栃木県宇都宮市今泉2-1-1

第三章 職員の職種、員数及び職務内容

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者：保健師もしくは看護師 1名
管理者は常勤かつ専任とし、ステーションの職員及び業務の管理監督を一元的に行い、適切な事業の運営、総括を行う。
但し、ステーションの管理上支障がない場合には、ステーションの他の業務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。
- 2 職員：ステーションに勤務する保健師、看護師、准看護師と必要に応じて理学療法士、作業療法士及び事務職を配置する。
保健師、看護師、准看護師は、常勤換算で2.5名以上に配置する。
但し、1名は常勤でなければならない。
- 3 職務内容：保健師、看護師は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、所属する看護師は、訪問看護を担当する。
理学療法士、作業療法士は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

第四章 営業日及び営業時間

第5条 ステーションの営業日及び時間等は、下記に定めるものとする。

- 1 営業日：月曜日から金曜日までとする。
但し、祝祭日・年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
- 2 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
※電話等による24時間体制を取り、緊急時の看護要請に対応するものとする。
（緊急時介護予防訪問看護）。

第五章 訪問看護の提供方法及び内容

第6条 訪問看護提供に関すること

- 1 訪問看護提供方法は、次のとおりとする。
 - （1）訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書（以下、指示書という）に基づいて、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
 - （2）利用希望者または家族からステーションに直接申込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指示する。
 - （3）利用希望者にかかりつけ主治医がいない場合は、ステーションから地区医師会または市町村に主治医の選定を依頼する。
- 2 指定居宅サービスに該当する（介護予防）訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。
 - （1）訪問看護の利用希望者の被保険者証により被保険資格、要介護認定又は要支援認定（以下、要介護認定等という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査委員会意見が記載されている場合はその意見に配慮して（介護予防）訪問看護を提供する。
 - （2）居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った（介護予防）訪問看護を提供する。
なお、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。
 - （3）（介護予防）訪問看護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

第7条 訪問看護の内容

ステーションの（介護予防）訪問看護内容は、次のとおりとする。

- （1）病状・障害の観察
- （2）清拭・洗髪等による清潔の保持
- （3）食事・排泄等による生活の世話
- （4）褥瘡の予防・処置
- （5）リハビリテーション
- （6）ターミナルケア

- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他、医師の指示による医療処置

第六章 利用料に関すること

第8条 ステーションは、(介護予防)訪問看護を提供した場合、基本利用料として医療保険各法に基づく本人負担を別表のとおり徴収する。

ステーションは、基本利用料の他、看護師等の(介護予防)訪問看護の提供が、次の各号に該当するときは、その他の利用料として別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 第5条第1項に定める営業日以外の日に(介護予防)訪問看護を行った場合
- (2) 第5条第2項に定める営業時間以外の時間に(介護予防)訪問看護を行った場合
- (3) 1回の(介護予防)訪問看護の時間が2時間を超える場合
- (4) (介護予防)訪問看護と連続して行われる死後の処置料
- (5) ステーションは、次の実費負担の支払いを利用者から受けるものとする。

①交通費として宇都宮市全域の介護保険利用者の自己負担はないものとする。

医療保険利用者は、以下のとおりとする。

- ・ステーションから 5 kmまでは250円(訪問1回につき)
- ・ステーションから10 kmまでは500円(訪問1回につき)
- ・ステーションから10 km以上は600円(訪問1回につき)

②オムツ等の衛生材料等、日常生活上必要な物品に要する費用。

- (6) ステーションが提供する(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額。
- (7) ステーションは、(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けること。

第9条 ステーションの(介護予防)訪問看護の提供を行う通常の実施地域は、宇都宮市全域とする。但し、通常の実施地域以外も対応可とする。

第七章 緊急時に関すること

第10条 1 看護師等は、(介護予防)訪問看護を実施中に、利用者に症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が取れない場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をしなければならない。

第八章 苦情処理に関すること

第11条 指定（介護予防）訪問看護事業者は、提供した指定（介護予防）訪問看護に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情処理委員会を設置し必要な措置を講ずること。

第九章 虐待防止に関すること

第12条 ステーションは、利用者の人権擁護、虐待の発生及びその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し行う事ができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する
- （3）虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- （4）措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

第十章 業務継続計画の策定に関すること

第13条

- 1 ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行うものとする。

第十一章 感染症予防等に関すること

第14条 ステーションは、感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し行う事ができるものとする）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 2 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 ステーションにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第十二章 その他運営に関すること

第15条

1 ステーションは、地域社会で重要な役割を担っていることを認識し、利用者及びその家族との良好な意思疎通を保持しつつ、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設けることとする。

採用時研修 採用時

継続研修 年1回以上

2 ステーションは、職員の適切な就業環境を整える観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 ステーションは、職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容にする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、開設法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

平成18年 4月 1日改訂

平成20年12月 1日改訂

平成21年 4月 1日改訂

平成24年 4月 1日改訂

平成26年 4月 1日改訂

平成27年 4月 1日改訂

平成29年 5月27日改訂

平成30年 4月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改訂

令和 7年 8月 1日改訂